

2022年3月25日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都渋谷区東一丁目2番20号
びあ株式会社
代表取締役社長 矢内 廣

東京都渋谷区東一丁目2番20号
びあネクストスコープ株式会社
代表取締役社長 木戸 文夫

びあ株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2022年3月10日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年3月25日を効力発生日として、びあネクストスコープ株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社のデジタルメディア・データマーケティングサービス事業に関する資産およびこれらに付随する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
2022年3月25日

2. 分割会社における法定手続きの経過

- (1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

- (3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

- (4) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社は、本件分割により新設会社に承継される債務すべてについて重畳的債務引受をしておりますので、会社法第810条第2項及び第3項による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2022年3月25日をもって、新設分割計画書に記載された、デジタルメディア・データマーケティングサービス事業に付随する資産、債務、その他の権利義務を承継しました。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上